

平成28年 9月6日教授会承認
平成30年 4月 6日改正
令和 3年 6月 2日改正

統合新領域学府における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室（以下、「IN室」という。）に相談する。相談を受けたIN室は、学生と面談を実施する。なお、学生との面談は、「面談責任者」および「面談対応者」（以下、「面談者等」という。）がおこなう。

2. 統合新領域学府における合理的配慮の協議（流れ図①～⑥）

- 1) 修学上の配慮・支援を希望する該当学生は、IN室での面談を受け、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」および別紙「合理的配慮を要望する授業・試験科目一覧」の必要事項を記入する。（流れ図①）
- 2) 面談者等は、授業・試験・生活等に関する合理的配慮（以下、「配慮」という）が必要であると判断した場合には、学生本人の希望・意向を確認し様式1に学期ごとの要望書の更新の必要性の有無を記入する。（流れ図②）様式1および別紙は学生本人が学務部学生支援課（以下「学生支援課」）へ提出する。学生本人が提出することが困難な場合は、面談者等が提出を代行する。なお、面談者等は、様式1および別紙電子データを学生支援課へ提供する。（流れ図③）
- 3) 様式1の宛先が統合新領域学府長の場合、当該要望書が学生支援課から工学部等教務課統合新領域係へ送付されるため、様式1を受領した統合新領域係は、学生の所属する専攻の教務系WG長に配慮内容の検討を依頼する。（流れ図④⑤）
- 4) 依頼を受けた専攻長は、各専攻運営会議等で速やかに配慮内容を検討のうえ、統合新領域学府長に検討結果を報告する。（流れ図⑥）
- 5) 教務系WG等より検討結果の報告を受けた統合新領域学府長は、配慮内容を決定する。

3. 配慮内容の通知（流れ図⑦⑧）

統合新領域係は、学府長名義で「合理的配慮依頼文」を作成する。この「合理的配慮依頼文」を、統合新領域係より担当教員へ送付するとともに、写しを学生支援課およびIN室に送付する。（⑦）また、統合新領域係は、学府長名義で「合理的配慮通知文」を作成し、学生に送付する。（⑧）

4. 建設的対話（流れ図⑨⑩⑪⑬）

合理的配慮の実施方法等について詳細を検討する建設的対話は、「合理的配慮依頼文」への教員の回答、およびその結果を学生に通知することをもっておこなう（書面による建設的対話）。

担当教員は、統合新領域係から送付された「合理的配慮依頼文」をもとに、要望された配慮の実施可否等について検討し、検討結果の回答を「合理的配慮依頼文」へ記入して統合新領域係へ送付する（⑨）。その際、「要検討」および「実施不可能」とした場合は、その理由を記入する。統合新領域係は、教員の検討結果が記入された「合理的配慮依頼文」を学生、および学生支援課・IN室へ随時送付する（⑩）。

学生は、検討結果が記入された「合理的配慮依頼文」をもとに、要望した配慮が「要検討」または「実施不可能」となった科目についてその理由を確認し、それでもなお建設的対話を必要とする場合は、直に行う建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法等を踏まえた協議）を行い、相互理解を通じて、合意

形成し、決定・実施する(⑪⑬)。直に行う建設的対話については、様式1において学生が部局による調整を希望している場合は、学生が申請先部局の担当係に申し出ることとし、担当係は実施方法や日程等の調整を行い、同席し、対話の内容を記録する。

5. 配慮の実施(流れ図⑫⑬)

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、統合新領域係と協議する。(⑫)担当教員は、上記4.の建設的対話および⑫の協議等により、合意形成し配慮を実施する(⑬)。

6. 部局のみでの対応が困難な事案の報告相談(流れ図⑭⑮⑯⑰)

学府長は、総括監督責任者(障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口)に相談する(⑭)。

総括監督責任者は、学生支援課に指示等を行う(⑮)。学生支援課は、財務部、施設部等との連携を図り、配慮の実施に向けた調整等を行う。総括監督責任者は、障害者支援推進専門委員会に付議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を学府長に通知する(⑯⑰)。

7. 不服申立

学生は、学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、総括監督責任者(障害者支援推進担当理事、学生支援課が窓口)あてに申し立てることができる。

8. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ IN室は、適宜、相談に応じるものとする

